

議案ノ番号

予算内、疑内各項金額流用に関する件
昭和三十一年度本町支出予算内、疑内各項の金額を流用科目
につき町長においてこれを流用することができない。

記

議会費、役場費、消防費、土木費、教育費、
社会福祉施設費、保健衛生費、産業経費、
財産費、統計調査費、選挙費、諸支出金

昭和三十一年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅

昭和三十一年三月十四日

三朝町議会代表 天野 康

